

私たちはお客様の成長を支援し、“力ちあるもの”を創ります

the Heartful OAG

Vol.202
2022年2月



- 02 OAGグループのご紹介
- 03 太田孝昭が語る元気になる言葉 春夏秋冬「達成したい目標・なりたい自分」
- 04 令和4年度(2022年度)税制改正大綱(個人関係)
注目すべきは、「住宅ローン控除制度の見直し」、「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し」
- 06 令和4年度(2022年度)税制改正大綱(法人関係その他)
成長と分配の好循環&コロナ後の新しい社会の開拓に向けて
- 11 OAGグループ新社長紹介 株式会社OAGアウトソーシング
- 12 アセットキャンパスOAGのご紹介
- 13 私のOff-Time
- 14 安のカメラ紀行
- 15 新連載! 安のOAG思い出徒然日誌
- 16 OAGトピックス・セミナー情報・メディア掲載情報





OAGグループのご紹介

OAG グループでは、経営者・法人・個人における複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、税務・労務・法務等の卓越した専門家が連携し、時代の変化に柔軟で高品質なプロフェッショナルサービスをご提供します。



元気な経営のワンポイント！

太田孝昭が語る

元気になる言葉 春夏秋冬



Theme 達成したい目標・なりたい自分

新しい年がスタートしました。会社は新しい年だからと言って、特に変わることではなく、日常が流れています。各人の仕事もそうです。オーバーに言えば、何一つ変わらずに流れています。

仕事はルーティンで行っている事が多いので、日々は何の変化なく流れている様に見えます。しかし、成長している会社と、そうでもない会社があります。何故でしょうか？従業員もそうです。成長が著しい人と、普通に成長している人がいます。何故でしょうか？

それは、根性が違うんだよ。やる気の問題だ、とか言われそうです。しかし、酒席での会話ならともかく、根性論は何の解決もしてくれません。では、「差」は何で生まれるのか。とても難しい問ですが、それは「達成したい目標」があるか、「なりたい自分」があるかに行きつくのかなと思います。

経営者には2つの事が要求されます。1つは会社の「達成したい目標」の明示です。「達成したい目標」は数値とは限りません。自分の会社にとって何を達成したいのかを明示することです。「会社を大きくしたい」とすれば、大きくしたら何が従業員に得られるかも明示すべきです。その上で数値目標を2割増（対前年）と決めて従業員との対話をするんです。（因みに2割増は4年で倍の規模になります。）2割増は無理だと思えば達成しません。2割増は並みの方法では達成し得ません。ブレイクスルーするには、何かが必要です。過去の延長線上に2割増が見えるなら、それはそれで良いですが、大抵は過去の延長線だけでは達成不可能です。そこで考えなんです。ブレイクスルー（2割増）には何が必要か。これこそ経営です。何も大きくなる事だけが目標ではありません。色々あるはずです。何であれ、経営者が考えたもので良いのです。必要なのは「達成したい目標」の明示なのです。

さて、もう1つの経営者のやるべき事。それは、従業員の「なりたい自分」を会社の中に見つけさせる事です。これは各人各様の考え方があるから難しいし、強要はできません。しかし、目をあけている時間の半分は仕事の時間です。この時間を自分の成長に使わないで、成長する方法があつたら教えて欲しいものです。私は、自分の仕事の中に自分の成長を見つけています。

人は成りたいものには、成れると言われています。成りたいものにしか、成れないとも言います。会社は人の集合体です。会社の目標を明示して対話すべきです。そして従業員の成長を支援することです。それは従業員に「なりたい自分」を見つけさせる事が一番の方法だと思います。

令和4年度(2022年度)税制改正大綱(個人関係)

注目すべきは、「住宅ローン控除制度の見直し」

「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し」

OAG税理士法人 資産承継部 高田 共宏 滝島 雄

令和4年(2022年)の税制改正大綱が令和3年(2021年)12月24日に公表されました。個人所得課税では、住宅ローン控除の適用期限が4年延長されるなどの見直しが主な改正ポイントとなり、資産課税では、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し、登録免許税におけるキャッシュレス納付制度の創設、土地に係る固定資産税等の負担調整措置などが示されました。今号では、おさえるべきポイントを解説させていただきます。



OAG税理士法人
資産承継部
高田 共宏

OAG税理士法人
資産承継部
滝島 雄

個人所得課税



1. 住宅ローン控除の延長と見直し

住宅ローン控除については、下記の控除率、控除期間等に見直すとともに、環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置等を講じた上で、適用期限を令和7年12月31日まで4年延長されます。

<入居年> 2022年(令和4年) 2023年(令和5年) 2024年(令和6年) 2025年(令和7年)

借入限度額	新築住宅	①長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円
	②ZEH水準準エネ住宅	4,500万円	3,500万円	
	③省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	
	④その他の住宅	3,000万円	0円(2023年までに新築の建築確認:2,000万円)	
	既存住宅	上記 ①～③	3,000万円	
控除期間	既存住宅	上記 ④	2,000万円	
	新築住宅・買取再販	13年(『その他の住宅』は、2024年以降の入居の場合、10年)		
	既存住宅	10年		
	控除率	0.7%		
	所得要件	合計所得金額2,000万円		
床面積要件	床面積要件	50m以上(新築の場合、2023年までに建築確認:40m以上(所得要件:1,000万円))		

※既存住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)については、「昭和57年以降に建築された住宅」(新耐震基準適合住宅)に緩和。

参考) 令和4年度国土交通省税制改正概要P7

2. 住宅ローン控除の確定申告等

(1)住宅ローン控除申請書の提出

令和5年1月1日以降に住宅ローン控除の適用を受ける個人は、住宅借入金等に係る銀行等に対して、氏名、住所及び個人番号等を記載した申請書(住宅ローン控除申請書)の提出が必要となります。

(2)残高証明書等の提出不要

令和5年1月1日以降に住宅ローン控除の適用を受ける個人は、適用年度の確定申告、翌年以降の年末調整において住宅借入金等の年末残高証明書等の提出が不要となります。

3. 大口株主等の要件の見直し

(1)大口株主等の要件の見直し

株式等保有割合が、配当等の支払を受ける者とその者の同族会社に該当する法人と合計で3%以上となる場合には、その者が支払いを受けた配当等を総合課税の対象となります。

※令和5年10月1日以降に支払われる上場株式等の配当等について適用されます。

(2)報告書の提出

上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、株式等保有割合が1%以上となる者の氏名、マイナンバー及び株式等保有割合等を記載した報告書を、支払の確定した日から1月以内に所轄税務署長に提出しなければなりません。

※令和5年10月1日以降に支払う上場株式等の配当等について適用されます。

資産課税



1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

(1)非課税枠の見直し

令和4年(2022年)1月1日以後に贈与により取得する場合の非課税枠は、最大1,000万円に引き下げられます。なお、震災に係る住宅取得等資金の非課税枠については据え置きになるため、最大1,500万円までとなります。

[住宅取得等資金の贈与時の非課税枠]

	改正前	改正後
耐震・省エネ・バリアフリー住宅	消費税10%	1,500万円
	上記以外	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	消費税10%	1,000万円
	上記以外	500万円
震災に係る住宅取得等資金の非課税(耐震・省エネ・バリアフリー住宅)		1,500万円
震災に係る住宅取得等資金の非課税(上記以外の住宅用家屋)		1,000万円

(2)適用期限の延長

上記(1)の適用期限は、令和3年(2021年)12月31日から令和5年(2023年)12月31日まで2年間延長されます。

(3)年齢要件の見直し

令和4年(2022年)4月1日以後の贈与について、従来は20歳以上とされていた受贈者の年齢要件が、18歳以上に引き下げられます。

(4)築年数要件の見直し

令和4年(2022年)1月1日以後に贈与により取得する既存住宅の要件について、築年数要件を廃止するかわりに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなします。)であることが追加されます。

(5)相続時精算課税の特例措置及び震災に係る住宅取得等資金の非課税措置について

上記(2)適用期限の延長、(3)年齢要件の見直し、(4)築年数要件の見直しについては、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災に係る住宅取得等資金の非課税措置についても同様となります。

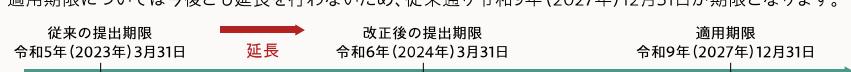
2. 非上場株式等の相続税・贈与税の納稅猶予の特例承継計画の提出期限の延長

(1)法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

新型コロナの感染拡大により、事業承継のスケジュールが遅延することが予想されるため、特例承継計画の提出期限を従来の令和5年(2023年)3月31日から令和6年(2024年)3月31日まで1年間延長されます。

(2)特例制度の適用期限

適用期限については今後とも延長を行わないため、従来通り令和9年(2027年)12月31日が期限となります。



● 税制改正への万全な対応は

OAG税理士法人 にお任せください

常に最新の税制に基づいて、皆さまの最適な税務の実現と納稅をサポートしています。

税金についてのお悩みや疑問は、お気軽に弊社担当者までお尋ねください。

ホームページ お問い合わせフォーム

お問い合わせ先
OAG税理士法人 資産承継部
Tel.03-3237-7540



令和4年度(2022年度)税制改正大綱(法人関係その他)

成長と分配の好循環& コロナ後の新しい社会の開拓に向けて

OAG税理士法人 タックスアドバイザリー部 烏山 拓巳 中川 智樹

令和4年度(2022年度)税制改正大綱には、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されました。また、みなし配当の額の計算方法や適格請求書等保存方式の見直し、昨年度話題となりました電子取引の取引情報に係る電子データ保存の義務化に関する宥恕措置の整備などが盛り込まれました。



OAG税理士法人
タックスアドバイザリー部
烏山 拓巳

法人課税

1. 積極的な賃上げ等を促すための措置

(1)大企業向け賃上げ促進税制(主に資本金1億円超の法人が対象)

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置が改組されました。

青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給增加額の15%の税額控除ができます。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%が加算され、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%が加算されます。(税額控除率は最大30%、ただし税額控除額は当期の法人税額の20%が上限となります。)

ただし、資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上の大企業については、給与等の支給額の引上げの方針等をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届出をすることが必要になります。

内容	
賃上げ要件	内容
①継続雇用者の給与等支給総額が前年度比3%以上増加 ⇒給与増加額の15%税額控除	
②継続雇用者の給与等支給総額が前年度比4%以上増加 ⇒給与増加額の25%税額控除	

上乗せ要件	内容
	教育訓練費が前年度比20%以上増加 ⇒さらに税額控除率を5%上乗せ

⇒最大30%の税額控除が可能

(2)中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業における所得拡大促進税制について、適用期限が1年延長され、税額控除率の上乗せ措置の見直しがされました。

現行では、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給增加額の15%の税額控除ができますが、改正後は、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であるときは、税額控除率に15%が加算され、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であるときは、税額控除率に10%が加算されます。(税額控除率は最大40%、ただし税額控除額は当期の法人税額の20%が上限となります。)

内容	
賃上げ要件	内容
①雇用者全体の給与等支給総額が前年度比1.5%以上増加 ⇒給与増加額の15%税額控除	
②雇用者全体の給与等支給総額が前年度比2.5%以上増加 ⇒給与増加額の30%税額控除	

上乗せ要件	内容
	教育訓練費が前年度比10%以上増加 ⇒さらに税額控除率を10%上乗せ

⇒最大40%の税額控除が可能

2. 交際費課税の特例措置の延長

下記の制度について適用期限がそれぞれ2年間延長されます。

制度	内容
交際費等の損金不算入制度	交際費等は原則として損金不算入
中小法人に係る損金算入の特例	年800万円までの交際費等が損金算入可能
接待飲食費に係る損金算入の特例	接待飲食費の50%相当額が損金算入可能 (資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可能)

3. その他

(1)資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し

みなし配当の額を計算する際の払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、**その資本の払戻しにより減少した資本剩余金の減少額を限度とする**見直しが行われました。
【適用時期及び過年度の対応について】

本改正と同様の取扱いが過去に遡って適用されることとされており、国税通則法の規定に基づき、**法定申告期限等から5年以内であれば更正の請求を行うことができる**とされております。

(2)少額減価償却資産等の取得価額の損金算入制度における貸付け用資産の除外

少額減価償却資産及び一括償却資産の損金算入制度について、対象資産から貸付け(主要な事業として行われるもの)の用に供した資産が除外されます。

(3)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の延長

対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものと除きます。)の用に供した資産を除外した上で、適用期限が2年延長されます。

【取得価額による適用の可否】

	取得価額		
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満
少額の減価償却資産	○	×	×
一括償却資産	○	○	×
中小企業者等の少額減価償却資産	×	○	○

※貸付け(主要な事業として行われるものと除きます。)の用に供した資産は除外されます。

消費課税



適格請求書発行事業者の登録についての見直し

免税事業者が課税期間の途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができるよう経過措置の見直しがされました。

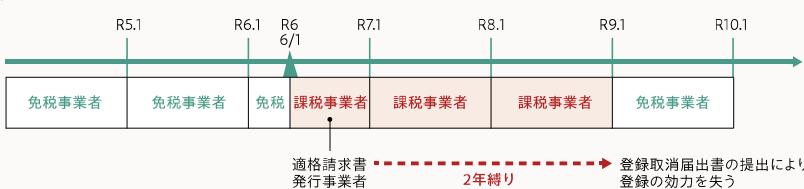
(1)免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができます。

(2)上記(1)の適用を受けた適格請求書発行事業者は、登録日の属する課税期間の翌課税期間からその後の登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用できません。(令和5年10月1日の属する課税期間に経過措置の適用を受けて課税事業者となった場合を除きます。)

①令和5年10月1日の属する課税期間に経過措置を適用して登録事業者(課税事業者)となる場合



②令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降に経過措置を適用して登録事業者(課税事業者)となる場合



金融・証券税制



配当等に係る源泉徴収制度の見直し

令和5年10月1日以後に一定の内国法人※が支払を受ける配当等のうち次のものについては源泉徴収を行わないこととなりました。

株式等保有割合	配当等の内容
100%	完全子法人株式等に該当する株式等に係る配当等
3分の1超	配当基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等(当該内国法人が名義人として保有するものに限ります。)の保有割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

※一定の内国法人とは内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除きます)、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人をいいます。

納税環境整備



1. 財産債務調査制度等の見直し

財産債務調査制度等について、提出期限を緩和するなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者については、所得基準によらずに本調査の提出義務者とする措置が講じられます。

	適用書類	適用時期	現行	改正後
提出義務者	財産債務調査書	令和5年分以後より適用	所得税等の確定申告書の提出義務者が下記のいずれの要件も満たすとき (1)退職所得を除く所得金額の合計額が2,000万円を超えること (2)12月31日時点において3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産を有すこと	現行の提出義務者に加え、 その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者
記載事項の見直し	財産債務調査書	令和5年分以後より適用	「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額が100万円未満の場合、財産債務調査への記載が省略可	「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額が 300万円未満 の場合、財産債務調査への記載が省略可
提出期限	財産債務調査書 国外財産調査書	令和5年分以後より適用	翌年の3月15日	翌年の 6月30日

2. 電子取引の取引情報に係る電子データの保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備

令和4年1月1日から令和5年12月31までの間における電子取引について、電子データによる保存が必要のことろ、下記のいずれの要件も満たす場合は、その電子データの出力書面等による保存を可能とする宥恕措置が設けられました。

(1)納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電子データを保存要件に従って保存をすることができないことについてやむを得ない事情があると認めるこ

(2)保存義務者が質問検査権に基づく電子データの出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限ります。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしているこ

*電子データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとされます。

成長戦略をサポートする税務は、 OAG税理士法人にお任せください

OAG税理士法人には、税制改正を成長戦略に活かすノウハウがあります。
短期の計画から長期の戦略まで、強力にサポート致します。



お問い合わせ先
OAG税理士法人
タックスアドバイザリー部 第一部 第二部 第三部
Tel. 03-3237-7530

ホームページ お問い合わせフォーム



OAG “おススメ” 書籍のご紹介

顧問先の皆さまから寄せられた「事業承継に関する相談」に対して、多面的なアプローチによるベストアンサーを導き、事例毎に異なる「最適解」を丁寧に解説した渾身の一冊となります。



目次	序章 事業承継における親族内及び 親族外承継の概要	第5章 社団・財團の活用
第1章	事業承継税制の活用	第6章 民事信託の活用
第2章	組織再編等の活用	第7章 従業員持株会・ストックオプションの活用
第3章	グループ法人税制の活用	第8章 遺言の活用
第4章	資産管理会社・持株会社の活用	第9章 M&Aの活用
		第10章 その他

『事業承継の相談事例と実務の最適解』

- 2021年11月22日／発売 ■OAG税理士法人
■日本法令／刊 株式会社OAGコンサルティング
■3,520円（税込） OAG行政書士法人／共著

OAGグループ 新社長紹介

株式会社OAGアウトソーシング

令和4年1月1日付で、株式会社アウトソーシングの代表取締役社長に、大谷洋一郎が就任いたしました。

新社長は、OAG税理士法人、OAGビジコム、OAGコンサルティングの所属経験を持ちますので、グループ間における連携の強さを軸として、新たなOAGアウトソーシングを構築して参ります。改めまして、OAGアウトソーシングのサービス概要をご紹介させていただきます。新社長にご期待ください!

Top Message 代表メッセージ

「人だからできること」

OAGアウトソーシングは創業以来30年、パックオフィス支援をコアサービスにお客様の成長とともに私たちも成長して参りました。

「UNSUNG HERO」という経営理念のもと、お客様の経営資源をより本業に集約できるように、日々、サービス内容の向上、最新技術の導入、全社員の総力でもって取り組んでいます。

「人だからできること」の価値を皆様の快適な未来につなげていく、この強い想いを持ってお客様のあらゆる課題に向き合い邁進していく所存です。

今後とも益々のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



株式会社 OAGアウトソーシング 代表取締役社長
大谷 洋一郎

OAGアウトソーシングだからできること

OAGアウトソーシングは、OAG税理士法人やOAG社会保険労務士法人と連携して、経理実務と給与計算のアウトソーシングに専門特化しながら、会計・税務、人事・労務、人材派遣(人材紹介)など、お客様の企業管理面を全面的にサポートします。さらに、(1)経理事務担当の人材派遣、(2)会計・税務・労務のアウトソーシング、(3)管理体制の定着化コンサルティング、の3つの業務を1つのパッケージにした独自性あるサービスを提供し、お客様に立ってお客様と一緒にになったサービスの提供をしています。

また、OAG行政書士法人と連携しながら、個人のお客様の資産に関するご相談をお受けし、常駐する専任の相続コーディネーターが相続に関する相談や遺産整理のコーディネートを行っています。



BPOコンサルティング



人事・労務コンサルティング (OAG社会保険労務士法人)



HRコンサルティング (OAG行政書士法人)



アカウントイングサービス (OAG税理士法人)

経理・会計業務の完全外
注: により、「既定した管
理体制によるニア業務へ
の集中」を提供します

社会保険労務士が、人事・
労務に関するお困りごと
を貴社にあった解決方法
で対応します

相続や遺産整理でお困り
のときは、相続コーディ
ネーターにすべてお任せ
ください

経理・労務に専門特化した
人材派遣・人材紹介を提供
し管理体制の強化を内製
化によって解決します

会社概要

法人名：株式会社 OAGアウトソーシング

代表者：代表取締役社長 大谷 洋一郎

設立：平成3年9月

資本金：4,005万円

T E L：03-6265-6530

F A X：03-6265-6535

事業内容：経理・会計アウトソーシング、経理・会計BPOコンサルティング、

税務申告・税務相談※1、人材派遣・人材紹介、

人事コンサルティング、各種研修支援、講師対応、

労務アウトソーシング、社会保険・労働保険手続き※2、

就業規則整備支援、労務相談※3、

遺産整理業務・相続相談※3、不動産仲介コンサルティング

※1 OAG税理士法人が対応します ※2 OAG社会保険労務士法人が対応します

※3 OAG行政書士法人が対応します



「アセットキャンパスOAG」のご紹介

OAG税理士法人が運営する「アセットキャンパスOAG」は、相続や贈与に関する皆さまの疑問やお悩みなどにお応えする税務専門の情報サイトです。月50万ページビュー数を誇り、多くの皆さまにご利用いただいております。



「相続手続きはこれから始めればいいの？」 「うちは相続税かかるのかしら？」
「相続手続きには期限があるのかな。」 「不動産の相続税はいくら？」
「贈与をするときに気を付けることって何？」

などのお悩みに対して、「知りたいこと」を丁寧に、イラストを交えながら分かりやすく解説しています。是非ご覧ください！

おすすめ記事4選

01 家の相続税はいくら? 相続税の基本と計算の4つのSTEP【保存版】



家の相続税はいくら？相続税の基本と計算の4つのSTEP【保存版】



02 历年贈与には注意点がたくさん! 失敗しない確実な利用法【まとめ】



历年贈与 注意点



03 株の配当金と税金のしくみ ～確定申告で税金を取り戻そう～



株の配当金と税金のしくみ ～確定申告で税金を取り戻そう～



04 ふるさと納税の控除はいつ? 控除額と正しく控除されたか確認する方法



ふるさと納税 控除いつ



メルマガ登録も受付中!!

「OAGメルマガ」ではアセットキャンパスOAGの最新記事の他にセミナー開催情報や書籍案内などを配信しております。ご興味のある方は是非ご登録ください。

お問い合わせ先:OAGグループ 広報 TEL:03-3237-7500



メルマガ 登録フォーム



私の Off-Time

(株)OAGコンサルティング トータルサービス部
土岐 茂

寺社巡礼に魅せられて

私のOff Timeは、軍資金を貯めて単独で全国の寺社巡礼に出掛けたり、古都京都・奈良を散策することです。最近はコロナでさっぱりですが、収束すればリスタート予定です。昔に職場の先輩に寺社巡礼を勧められたことがきっかけで今日まで続いています。神社は一の宮（旧国で社格が最も高い神社で全国に100社超）を中心に巡っています。一の宮は旧国に一社以上あり、遠くは長崎の離島壱岐・対馬（壱岐国・対馬国）、隠岐の島（隠岐国）、佐渡ヶ島（佐渡国）もありますが、京都以西は全て巡礼を終え残りは30社程度になりました。寺院は平安時代以来の歴史ある西国三十三所霊場巡りと、作家・五木寛之氏が訪れた全国の百寺巡礼先が中心です。その百寺先は、北は下北半島の恐山菩提寺から南は熊本の人吉別院まで巡礼しました。かれこれ寺社巡礼を始めて6年ほど経ちますが、その魅力は日々の煩悩から解放されて、また都会の喧騒からも離れて、「俗」の世界から「聖」なる世界へ身を委ね自分を見つめ直すことができる点にあるからだと思います。勿論ご朱印集めも行っていますが、大人のスタンプラリーの感は拭えません。他は、博物館の催しや仏像開帳日等に併せて京都・奈良には足繁く訪問しています。また向学の為に京都検定と奈良検定を毎年交互に受験しています。最後になりますが、今年の目標は全国一の宮の難所中の難所である立山頂上の雄山神社峰本社と、鳥海山頂の大物忌神社ヘトライしたいと考えています。





Photo by Yasuyoshi Wada



▲ 出雲大社

▲ のどぐろ

▲ 宍道湖に沈む夕陽

2日目は鳥取県の皆生温泉から島根県に向いました。島根は日本海の豊かな恵みを受けて太古の時代より栄えた地域で出雲大社がそのシンボルです。

又、汽水湖である中海と宍道湖があり「夕陽が綺麗」「シジミが美味しい」ことで有名です。先ずはレンタカーで江島大橋(急勾配で有名な橋ですが、実際通ってみると写真で見るより全然勾配を感じませんでした)を渡り中海を横目に見ながら松江城を目指しました。松江城は18万石の城下町松江のシンボルで姫路城・彦根城・犬山城・松本城と並び、その天守が国宝に指定されて「国宝5城」と呼ばれています。天守閣に上る前にお城を囲むお堀にある堀川遊覧船に乗りました。シルバーガイドの名調子を聞きながら鴨が飛び交う中、紫陽花が咲く岸辺と武家屋敷、古い街並み、そして松江城を望みながらの優雅な遊覧船を楽しみました。1時間弱の遊覧の後は、松江城の天守閣を目指しました。幾つもの石垣塀を通り抜けたからやっとお城の入り口に辿り着き、そこから民家で言えば5階まで急階段を上って行くと息を切りながらも天守閣に到達。天守閣から松江市街地、宍道湖を望むことが出来ました。そして午後は半日定期観光バスで八重垣神社と出雲大社を巡るコースに参加しました。コロナ禍で乗客は2人だけの貸切バス状態でした。

執筆:和田 安義

安の

OAG 思い出徒然日誌 Vol.1



OAGは、お陰様で令和5年に創業35年を迎えます。

懐かしい創業当時の様子など、これまでのOAGの歩みを徒然なるままに書き綴り、皆さまにお届けしたいと思います。

執筆は、OBの和田安義さんにご担当いただきました。

OAGが現在の様な大規模な事務所になったのは、いろいろな要素がありますが、やはり創業から10年間にその礎が築き上げられたと思っています。太田さん(以下代表といいます)からは、仕事や人生について、在職中いろいろなことを教えて貰ったり、喧々諤々と議論をしたりしてきましたので、大体のことは理解しているつもりですが、本人ではないのでやってきたこと考えてきたことは「思います」という言葉で綴りますのでご理解下さい。

僕が入社したのは、代表が創業してから半年後のことでした。その時にはすでに先輩スタッフが2人もいたのです。国税局を退職後、顧客がゼロからスタートしたにもかかわらず無謀(?)にもスタッフ2人を採用しました。何ゆえか?代表が税理士事務所の経験者ではなく会計業務の経験が浅かったこともありますが、たぶん今までになかった税理士事務所を作り上げることと大規模事務所にすることが「夢」いや「志」だったので、日常業務はその道の経験者に任せ、代表はその志に向かって邁進できる体制を最初から創ったのだと思います。先輩2人は凡そ退職するまで30年程OAGで代表を支えて苦楽を共にしてきました。決して派手ではないけれども地道な貢献度が凄かったです。たぶん2人共今のような大規模な事務所になるとは全く想定していなかったと思います。何しろ入社した時の事務所がワンルームマンションの一室で3人で今ふうに言えばすでに密になっていましたから。その一人Aさんは会計事務所の経験者で税理士試験の勉強中でしたが、創業の頃はバブル景気の真っ只中で特にマルサ案件や税務調査中の仕事が入ってきて、自分の勉強どころではなく毎晩遅くまで



▶ 執筆:和田 安義

OAGトピックス

» 新年初祈祷の様子『今年もChallenge』

2022年1月5日の仕事始めの際に、OAG市ヶ谷本店からほど近い『市谷龜岡八幡宮(いちがやかめがおかはちまんぐう)』に行き、今年の「社運隆昌」「事業繁栄」を各社の代表が祈願してまいりました。

市谷龜岡八幡宮は、文明11年(1479年)に創建された歴史ある神社です。室内安全・商売繁盛・厄除け・交通安全・初宮詣・必勝祈願など、様々な祈祷をして頂ける他、「ペットお守り」が有名で、ペットと一緒にご祈祷して頂ける神社としても知られています。



OAGグループ代表の太田(中央)

セミナー情報

» 感染対策に充分配慮し、開催を予定しています!

● 大阪府宅地建物取引業協会「なにわ京阪支部」主催講演会
「コロナ禍からの賃貸トラブル対処法」

- 講 師 OAG司法書士法人
代表司法書士 太田垣章子
- 日 時 令和4年2月24日(木) 15:00~17:00
- 場 所 モントレースール大阪 14F 朗鳴館
- 定 員 100名(先着順)
- 参 加 費 無料
- 締 切 随時 ※定員になり次第締切
- お問い合わせ なにわ京阪支部 Tel:06-6147-7281
OAG司法書士法人 Tel:03-5215-7656

詳細
お申し込み



● 僔NHK文化センター NHKカルチャー梅田教室開催
「家族に頼らない おひとりさまの終活」

- 講 師 僔OAGライフサポート
シニアマネジャー・行政書士 黒澤史津乃
- 日 時 令和4年3月6日(日) 13:00~14:30
- 場 所 オンライン
- 受 講 料 3,300円
- 参考図書 『家族に頼らない
おひとりさまの終活
～あなたの尊嚴を託しませんか～』
ビジネス教育出版社

詳細
お申し込み



● お問い合わせ 僔OAGライフサポート Tel:03-6261-4145

メディア掲載情報

» 各メディアに積極的に寄稿しています!

● 現代ビジネス 1月27日掲載
OAG司法書士法人 代表司法書士 太田垣章子
『定年後に「4800万円」の住宅ローン返済で
「地獄をみた」男性の大誤算』
『定年後、62歳の男性が「4800万円」の
住宅ローン「返済地獄」におちいったワケ』

現代ビジネス 太田垣 

● 東洋経済オンライン 2月5日掲載
OAG行政書士法人 行政書士 加藤健司
『コロナ禍の相続』が
大トラブルに陥る納得の理由
『遠方の兄弟が集まれない』など
問題が山積み

東洋経済オンライン OAG行政書士 

